

売払条件

- 1 売買物件の現状について、事前に確認、納得した上で買受けをすること。
- 2 未払代金は、歳入徴収官四国森林管理局長の発行する納入告知書により納付期限までに納付すること。
- 3 売買代金納入後は直ちに売買物件の自動車検査証の名義変更及び自動車損害賠償責任保険の所定の手続きを行い、変更等を行ったことが証明できる書類を徳島森林管理署長へ提出して確認を受けること。
なお、その名義変更等に係る事務処理及び費用は買受人の負担とする。
- 4 名義変更等の完了を確認した時点をもって物件引渡しとするので、当該物件を受領したときは遅滞なく受領書を徳島森林管理署長へ提出すること。
- 5 車体に表示してある文字や特殊塗装等は、物件の引渡し後買受人の負担により速やかに消去し、その証拠写真を徳島森林管理署長へ提出して確認を受けること。
- 6 売払人の故意又は重大な過失による損害が生じた場合を除き、売買物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求、履行の追完の請求又は契約の解除をすることができない。
- 7 その他、物件売買契約書及びこの売払条件に定められていない事項については、必要に応じ協議するものとする。